# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、 事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定でき るよう対策を講じている。

業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

### 評価実施機関名

船橋市長

#### 公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

②所属長の役職名

課長

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	個人住民税に関する事務					
②事務の概要	【概要】 ①地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、納税義務者から提出された申告書情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書情報をもとに個人住民税額を算出・賦課し、収納する。②納税義務者からの申請に基づき、個人住民税情報から課税証明書を発行する。 【賦課関連事務の流れ】 ①納税義務者・給与支払者・年金支払者・他市町村等から申告書情報・支払報告書情報を取得する。②申告書情報・支払報告書情報を電子データにして個人住民税システム(税務システム)に取り込む。③賦課に必要な情報(生活保護・障害者等)を照会し、取得する。 ④他市町村で課税すべき住民の資料については当該市町村へ回送する。 ⑤試課情報を作成する。 ⑥給与特別徴収税額決定通知書、税額決定・納税通知書を作成する。 ⑦納稅義務者・年金支払者(年金特別徴収義務者)・給与支払者(給与特別徴収義務者)に税額を通知する。 ⑧作成された賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑨作成された賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑨作成された賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑩がはされた賦課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑩がはされた財課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑩がはされた財課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑩がはされた財課情報を自治体中間サーバーに登録する。 ⑩がはされた財課情報を自治体中間サーバーに登録する。					
③システムの名称	①個人住民税システム(税務システム) ②宛名システム(税務システム) ③収納管理システム(税務システム) ④団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ⑤自治体中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
個人住民税ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、7の項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の項、115の項、124の項、125の項、129の項、130の項、132の項、137の項、138の項、140の項、141の項、142の項、144の項、147の項、151の項、152の項、155の項、156の項、160の項、160の項、172の項、173の項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	船橋市税務部市民税課、税務課					

6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	船橋市税務部市民税課 電話 047-436-2212、税務課 電話 047-436-2202 273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号						
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した						
適用した理由							

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 30万人以上 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		4月3日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)	)500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年4月3日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2)	) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 掟山りる特定個人情報	保護評価書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	ა ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[  十分であ	ა ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[   十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に準じ、次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、本人等からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・本人等からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						
9. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[〇] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる	対策		[ O ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	「  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠							

#### 変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和4年2月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	事後				
令和4年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。)第20条第1号から第4号まで(船橋市が提供)・(別紙1 令和3年1月18日現在)のとおり	(船橋市が照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2 の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11 の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、71の項、101の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項、121の項	事後				
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後				
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和4年12月22日時点	事後				
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和4年12月22日時点	事後				
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及 び別表の24の項	事後				
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	の項、16の項、18の項、20の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、85の2の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、103の項、106の項、107の項、	項、11の項、13の項、15の項、20の項、28の項、37の項、39の項、42の項、48の項、49の項、53の項、57の項、58の項、59の項、63の項、65の項、66の項、69の項、73の項、75の項、76の項、81の項、83の項、84の項、86の項、87の項、88の項、89の項、90の項、91の項、92の項、96の項、98の項、106の項、108の	事後				
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年4月3日 時点	事後				
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年4月3日 時点	事後				
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更に伴い追記	事後				
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		[O] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後				